

日光市重症障がい者等医療的ケア支援事業実施要綱の運用基準

平成21年12月1日

日光市重症障がい者等医療的ケア支援事業（以下「事業」という。）の実施にあたっては、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、日光市重症障がい者等医療的ケア支援事業実施要綱に定めるもののほか、本基準の定めるところにより行うものとする。

1 委託事業者について

(1) 委託事業者は、次のいずれかの要件を満たす事業者であって、適切な事業運営ができること市長が認めたものとする。

① 医療法に規定する病院又は診療所（以下「医療機関」という。）を開設する法人又は個人

② 障害者自立支援法に規定する指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設又は旧法指定施設（以下「福祉施設等」という。）を運営する事業者

(2) 委託事業者は、市長に事業の実施計画を事前に提出するものとし、計画の内容を変更した場合は、市長に届けるものとする。

2 実施体制について

(1) 委託事業者は、適切な事業運営ができるよう、次のとおり、事業を行う事業所におくべき従業者等の数を確保するものとする。

A 医療機関

① 医療機関として必要とされる従業者 医療法に規定する病院又は診療所として必要とされる数

② 看護師又は指導員

ア 看護師又は指導員の総数 おおむね障がい者等の数を3で除して得た数以上

イ 看護師 実数で1以上

B 福祉施設等

① 指導員 適正な支援が可能と市長が認める数

② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師） 実数で1以上

③ 医師（嘱託医） 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 委託事業者は、サービスを提供する間、看護職員を事業所に配置しなければならない。

(3) 委託事業者は、事業を行う事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(4) 委託事業者は、次に掲げる設備を設けるとともに、事業を提供するために必要なその他の備品を備えなければならない。ただし、医療機関においては、医療法に規定する病院又は診療所として必要とされる設備を備えるものとする。

① 医務室

② 居室（利用者1人あたりの床面積は3.3㎡以上）

③ 洗面所

④ 便所

3 事業内容について

(1) 委託事業者は、サービスの提供にあたっては、障がい者等の心身の状況、置かれている環境を踏まえて、適切な支援を行うものとする。

(2) 委託事業者は、食事の提供に要する費用、創作的活動に係る材料費及びその他利用者に負担させることが適当なものについて、利用者から徴収することができる。

(3) 事業の対象者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児であって、症状が重いために次の医療的ケアが常時必要であると市長が判断した者とする。

① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理

② たん等の吸引

③ 経管栄養

④ 導尿

⑤ その他市長が認めるもの

(4) 市長は、利用者の障がいの程度により、次の区分を設けるものとする。

① 区分A 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

② 区分B その他の医療的ケアを必要とする者

- (5) 委託事業者は、サービスの主たる対象者を特定する場合は、対象者を特定する理由書を提出するものとする。
- (6) 食事提供体制加算の対象者及び食事提供体制加算を算定できる事業所については、障がい福祉サービスに準じるものとする。
- (7) 福祉施設等において事業を実施する場合、委託事業者は、利用者の主治医からの指示書に基づいてサービスの提供に係る個人対応マニュアルを作成し、主治医及び利用者にも内容を確認し、同意を得た上でサービス（医療的ケアを含む）を実施するものとする。また、利用者との契約を締結した後、速やかに、主治医の指示書、個人対応マニュアル及び同意書の写しを契約内容報告書とともに市長に提出しなければならない。
- (8) 区分Aの利用者に対するサービスの提供を行うことができるのは、医療機関のみとする。

4 遵守事項

- (1) 委託事業者は、適切なサービス提供ができるよう、事業所の勤務体制を定めておかなければならない。
- (2) 委託事業者は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- (3) 委託事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならない。
- (4) 委託事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。
- (5) 委託事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに市長及び家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (6) 委託事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供を行った日から5年間保存するものとする。